

令和6年度有線放送設備撤去業務 仕様書

1 業務名

令和6年度有線放送設備撤去業務

2 業務の概要

(1) 業務場所

ア 久留米市田主丸町水縄校区及び竹野校区（別紙「位置図」のとおり）

イ にじ農業協同組合 田主丸支店

(2) 事業量

久留米市（以下「市」という。）が有線放送事業で整備したケーブル類（付属品を含む）、電柱類、各家屋に設置されている引込線及び保安器 一式。

ただし、各家屋内のスピーカー等の放送設備及び各自治会公民館等内の中継放送器等の放送設備は除く。

(3) 数量

別紙「数量計算書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

3 一般事項

(1) 適用

本仕様書に規定する事項は、受注者の責任において履行すべきものとする。

(2) 受注者の負担の範囲

ア 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

イ 業務完了報告書や各種申請書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。

ウ 業務の性質上、当然実施しなければならないものや業務に関連する軽微な事項及び業務の関連性から市が必要と判断したものは、受注者の負担とする。

(3) 疑義に対する協議

契約図書に定めのない事項又は契約図書の内容に疑義が生じた場合は、市と受注者で

協議して解決するものとする。

(4) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 業務の内容

(1) ケーブル、電柱等の撤去

ア 有線放送用ケーブルは、全て撤去とする。

イ 宅内引込用ケーブルは、有線放送用ケーブルの分岐点から、各戸外壁の保安器までを全て撤去とする。

ウ 保安器は、全て撤去とする。ただし、家屋内に設置されている保安器については、市と協議の上、撤去すること。

エ ケーブル支持金物等は、全て撤去とする。なお、他の通信事業者のケーブルが添架されている場合は、市と協議すること。

オ 有線放送電柱は、地中部も含めて全て撤去とする（自治会所有の物は除く）。ただし、同柱が水路擁壁や畦畔等のコンクリート構造物と一体化されている場合は、コンクリート面で切断して地中部は残置とする。

カ 抜柱穴は、良質土や砂で均一に締固めて復旧とする。地表面がアスファルトの場合は、常温合材での復旧とする。

キ 鋼管柱をコンクリート面で切断した場合は、残置部に砂を詰め、コンクリート面はモルタル等で復旧とする。

ク 有線放送電柱に放送設備以外の物（カーブミラーや防犯灯等）が添架されている場合は、市と協議すること。

ケ 支線類は、全て撤去とする。

コ にじ農業協同組合 田主丸支店の放送設備は以下のとおり撤去すること。

① 幹線に接続している敷地内の有線放送用ケーブルは、全て撤去とする。

② 建物2階の有線放送設備及び関連機器は、全て撤去とする。

③ 建物2階外壁にある樹脂製プルボックスは、ケーブル撤去後ボックス内及び立下げ管にパテ詰め処理を行うこと。

④ 屋内の有線放送用ケーブルの壁貫通箇所は樹脂製ブランクプレートを取り付け

ること。

サ 撤去した有線放送電柱のうち、鋼管柱は、全て田主丸複合文化施設 そよ風ホールの駐車場（久留米市田主丸町田主丸770-1）に集積すること。なお、木柱及びコンクリート柱については、全て処分とする。

シ 撤去したケーブル類は、全て田主丸複合文化施設 そよ風ホールの駐車場（久留米市田主丸町田主丸770-1）に集積すること。

ス 本仕様書に定める業務場所以外でケーブルや電柱等の撤去の必要が生じた場合には、市の指示により、速やかに対処すること。

（2）九電柱及びNTT 柱に共架している付属金物類の撤去

ア 付属金物類を撤去する際は、周囲の状況や添架物に十分注意し、施工すること。

イ 現場写真は、施工前、施工中、施工後を全て撮影するとともに、電柱番号が確認できる写真もあわせて撮影すること。なお、電柱番号撮影の際に複数の番号札が設置されている場合は、その全てが見えるように撮影すること。

ウ 撤去した付属金物類は、全て処分とする。

（3）撤去品の保管

撤去品（鋼管柱及びケーブル類は除く）は市と協議の上、田主丸複合文化施設 そよ風ホールの駐車場（久留米市田主丸町田主丸770-1）に一時的に集積することができる。

（4）業務の周知

業務の概要や工期は、市が校区まちづくり振興会等に周知するが、個別の日程等は受注者が周知すること。土地の所有者が不明な場合や空き家等で周知が困難な場合は、市と協議すること。

5 業務の現場管理

（1）業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

（2）安全衛生管理

労働安全衛生に関する労務管理については、受注者がその責任者となり、関係法令に

従って行うこと。

(3) 危険防止の措置

ア 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。

イ 業務を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を取り、監視員を配置して事故防止に努めること。

ウ ケーブルや電柱等の撤去時には、交通の安全確保のため、交通誘導員を配置して事故防止に努めること。

(4) 緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合には、人命の安全確保を優先し、適切な措置を講じるとともに市に連絡し、二次災害の防止に努めること。事後、速やかにその経緯を市に報告すること。

6 業務の実施に関する書類の作成

受注者はこの業務の実施に関し、次に記載する書類を作成すること。

(1) 共架廃止申請書類

ア 受注者は、有線放送用ケーブルを九電柱及びNTT 柱から撤去する際に、共架廃止申請書類の必要が生じた場合において、必要な一連の関係書類を作成するものとする。

イ 書類作成に必要な現地調査、記録収集、写真撮影等は、受注者が行うものとする。

ウ 作成した申請書類の電磁的記録は、市に帰属するものとする。

エ その他必要な事項については、市と協議すること。

(2) 道路使用許可申請書類

ア 受注者は、業務を実施する際に、道路使用許可申請の必要が生じた場合において、必要な一連の関係書類を作成するものとする。

イ 書類作成に必要な現地調査、記録収集、写真撮影等は、受注者が行うものとする。

ウ 作成した申請書類の電磁的記録は、市に帰属するものとする。

エ その他必要な事項については、市と協議すること。

(3) その他

共架廃止申請書類や道路使用許可申請書類の他に許可の手続き等の必要が生じた際に

は、市と協議すること。

7 業務の実施

(1) 業務の実施

ア 業務は、契約図書及び市の指示に従って適切に行うこと。

イ 業務の実施に伴い既存構造物を破損する恐れがある場合は、事前に市と協議すること。

ウ 対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧すること。

エ 道路法第47条第1項及び道路交通法等で制限された車両を使用する場合は、事前に許可証の写しを市へ提出し、了承を得ること。

(2) 天災や事故等により有線放送設備に緊急を要する障害が発生した場合には、市と協議の上、速やかに対処すること。また、市が必要と認めた場合には、市は、臨時に撤去技術者（及び技術員）の派遣又は増員を要請することができるものとし、受注者はこの要請に応えなければならない。

(3) 受注者は、この業務委託の実施中に事故が生じた場合には、関係者に対し誠意をもって対応するとともに、当該事故により生じた一切の責任を負うものとする。

8 提出書類

受注者は契約後、市が指定する期日までに、次の書類を提出しなければならない。また、提出後に変更がある場合は、速やかに処理すること。提出部数については、市と協議の上決定するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 施工計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 関係機関への手続き書類の写し
- (5) 工事検査、中間検査、竣工立会検査等願書
- (6) 業務写真（施工前、施工中、施工後）
- (7) 撤去電柱一覧表

- (8) 撤去ケーブル一覧表
- (9) 業務日報
- (10) 打合せ議事録（住民との打合せ等）
- (11) 完成図書
- (12) 産業廃棄物処理伝票（A・D・E票）の写し
- (13) その他市が指示するもの

9 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにも関わらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに市と協議を行うこと。

10 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を出させ、その写しを監督員へ提出すること。

11 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害者差別解消法に基づき、市及び事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた市の取扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」

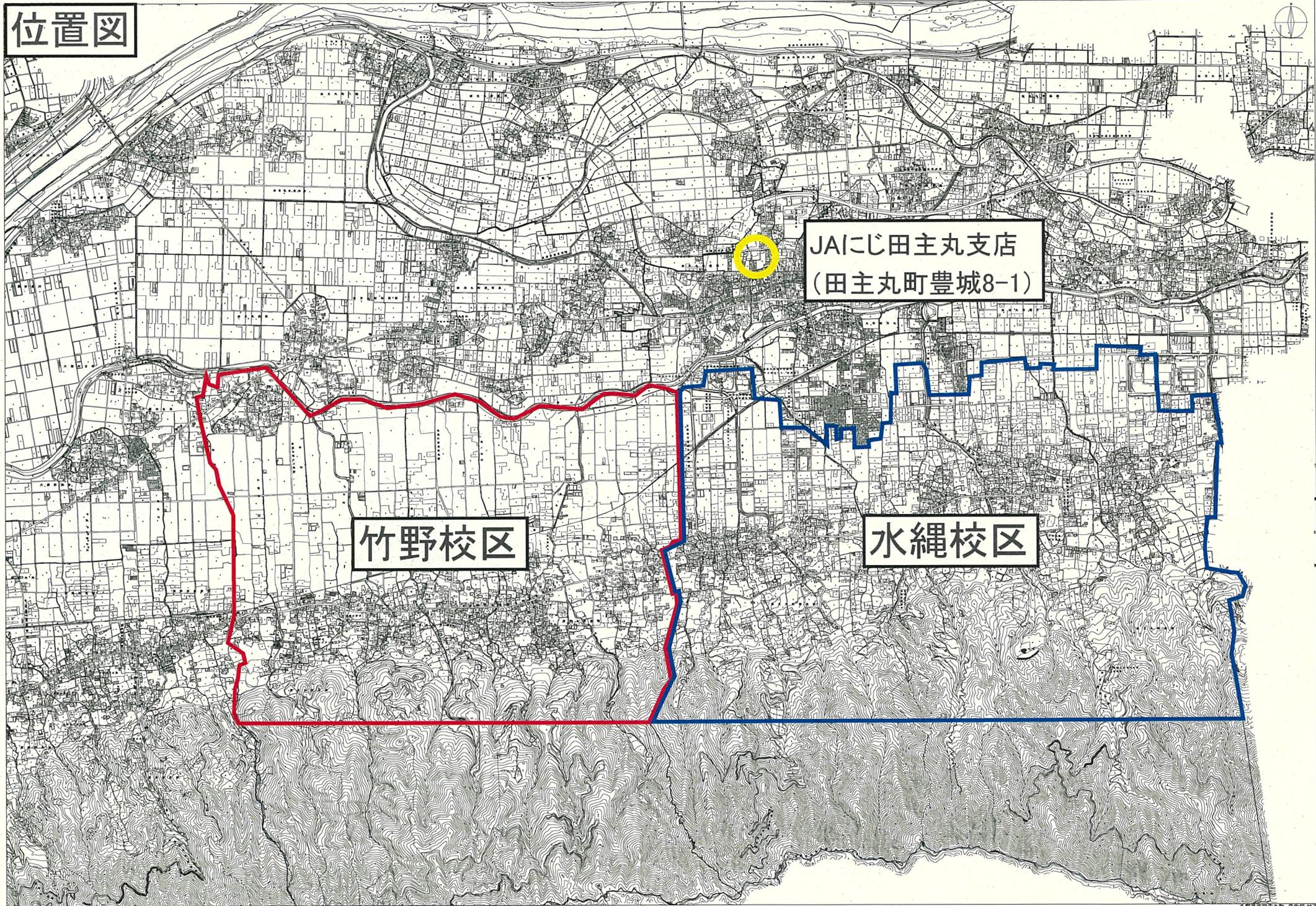
をしなければならない。

12 その他

本仕様書に定めがない事項については、下記の法令、規則に記載する適用価格及び標準仕様書等の定め又は市の指示によるものとする。

- ・ 有線電気通信法及び同法関係規則
- ・ 電気通信事業法及び同法関係規則
- ・ 建築基準法及び同法関係規則
- ・ 消防法
- ・ 電気設備基準
- ・ 電気規格調査会標準機準
- ・ 日本電気規格調査会基準価格
- ・ 日本電子機械工業規格
- ・ 電気通信設備工事共通仕様書
- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ その他公知の国内関係法令、基準、規格等

位置図



JAにし田主丸支店
(田主丸町豊城8-1)

竹野校区

水縄校区

業 務 費 内 訳 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|----------------------|----|------|----|----|-----|
| 有線放送設備撤去業務 | | | | | |
| 1 ケーブル撤去及び放送設備撤去 | | | | | |
| 幹線ケーブル撤去(水縄校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 幹線ケーブル撤去(竹野校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 主幹線ケーブル撤去(竹野校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 校区放送設備撤去(水縄校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 校区放送設備撤去(竹野校区) | 式 | 1.0 | | | |
| にじ農業協同組合 田主丸支店放送設備撤去 | 式 | 1.0 | | | |
| 2 共架廃止申請に係る関係書類作成 | | | | | |
| 共架廃止申請書類(水縄幹線) | 式 | 1.0 | | | |
| 共架廃止申請書類(竹野幹線) | 式 | 1.0 | | | |
| 共架廃止申請書類(竹野主幹線) | 式 | 1.0 | | | |
| 共架廃止申請書類(水縄校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 共架廃止申請書類(竹野校区) | 式 | 1.0 | | | |
| 小計 | | | | | |
| 消費税及び地方消費税の額 | % | 10.0 | | | |
| 合計 | | | | | |

数 量 計 算 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|-----------------|----|---------|----|----|-----|
| 【幹線ケーブル撤去 竹野校区】 | | | | | |
| 1 ケーブル撤去(竹野幹線) | m | 3,154.0 | | | |
| 2 高所作業車損料 | 台 | 11.0 | | | |
| 3 運搬交通費 | 式 | 1.0 | | | |
| 4 安全管理費(誘導員A) | 式 | 1.0 | | | |
| 5 技術管理費(技術員B) | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(1) | | | | | |
| 6 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(2) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

数 量 計 算 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|------------------|----|---------|----|----|-----|
| 【主幹線ケーブル撤去 竹野校区】 | | | | | |
| 1 ケーブル撤去(竹野主幹線) | m | 1,813.0 | | | |
| 2 高所作業車損料 | 台 | 7.0 | | | |
| 3 運搬交通費 | 式 | 1.0 | | | |
| 4 安全管理費(誘導員A) | 式 | 1.0 | | | |
| 5 技術管理費(技術員B) | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(1) | | | | | |
| 6 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(2) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

数 量 計 算 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|-----------------|----|----------|----|----|--------------------|
| 【校区放送設備撤去 水縄校区】 | | | | | |
| 1 ケーブル撤去 | m | 22,176.0 | | | |
| 2 高所作業車損料 | 台 | 40.0 | | | |
| 3 クレーン車損料 | 台 | 40.0 | | | |
| 4 路面補修 | 箇所 | 340.0 | | | |
| 5 支線撤去 | 本 | 114.0 | | | |
| 6 電柱撤去(木柱・鋼管柱) | 本 | 340.0 | | | 木柱:51本 鋼管柱:289本 |
| 7 雑工事費 | 式 | 1.0 | | | |
| 8 運搬交通費 | 式 | 1.0 | | | |
| 9 撤去品処分費(木柱) | 本 | 51.0 | | | |
| 10 安全管理費(誘導員A) | 式 | 1.0 | | | |
| 11 技術管理費(技術員B) | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(1) | | | | | |
| 12 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(2) | | | | | |
| | | | | | |

数 量 計 算 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|-----------------|----|----------|----|----|--------------------|
| 【校区放送設備撤去 竹野校区】 | | | | | |
| 1 ケーブル撤去 | m | 21,958.0 | | | |
| 2 高所作業車損料 | 台 | 48.0 | | | |
| 3 クレーン車損料 | 台 | 48.0 | | | |
| 4 路面補修 | 箇所 | 398.0 | | | |
| 5 支線撤去 | 本 | 118.0 | | | |
| 6 電柱撤去(木柱・鋼管柱) | 本 | 398.0 | | | 木柱:32本 鋼管柱:366本 |
| 7 雑工事費 | 式 | 1.0 | | | |
| 8 運搬交通費 | 式 | 1.0 | | | |
| 9 撤去品処分費(木柱) | 本 | 32.0 | | | |
| 10 安全管理費(誘導員A) | 式 | 1.0 | | | |
| 11 技術管理費(技術員B) | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(1) | | | | | |
| 12 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| 小計(2) | | | | | |
| | | | | | |

数 量 計 算 書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘 要 |
|------------------|----|------|----|----|-----|
| 【共架廃止申請書類 水縄校区】 | | | | | |
| 共架廃止電柱本数(740本) | | | | | |
| 電柱撤去本数(自営)(340本) | | | | | |
| 共架廃止申請本数(400本) | | | | | |
| 1 現場調査費 | 日 | 12.0 | | | |
| 2 共架廃止申請書類作成費 | 日 | 24.0 | | | |
| 3 交通費 | 日 | 12.0 | | | |
| 4 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

数量計算書

| 費目・工種・種別・細目 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 摘要 |
|------------------|----|------|----|----|----|
| 【共架廃止申請書類 竹野校区】 | | | | | |
| 共架廃止電柱本数(732本) | | | | | |
| 電柱撤去本数(自営)(398本) | | | | | |
| 共架廃止申請本数(334本) | | | | | |
| 1 現場調査費 | 日 | 8.0 | | | |
| 2 共架廃止申請書類作成費 | 日 | 16.0 | | | |
| 3 交通費 | 日 | 8.0 | | | |
| 4 諸経費 | 式 | 1.0 | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |